平成２３年（フ）第６２９８号
東京都小金井市中町３丁目22―14―311
債務者　林　　幸範
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清野　英之
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０３号
東京都大田区蒲田２丁目７－２
債務者　アルファワークこと　森田　尚弘
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　亮太
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目10―21
債務者　田村　正美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　亮太
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４７号
東京都品川区南品川１丁目５－１―202
債務者　源田　利夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　正人
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４８号
東京都品川区南品川１丁目５－１―202
債務者　源田　洋子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　正人
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５０４号
千葉県松戸市新作134―５－２―201
債務者　福元　美奈（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正賢
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５０５号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町３丁目５－６―101
債務者　鹿住　健治
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　菜実
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２号
新潟県五泉市論瀬6084番地の１
債務者　大川原　忍
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月16日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２２号
神戸市東灘区深江浜町126番地301号
債務者　溝畑　賢幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
北海道旭川市神楽１条12丁目１番12号　コスモ神楽Ｂ204号室
債務者　有働　政満
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月13日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１８３号
東京都武蔵野市吉祥寺東町４丁目５番２号
債務者　貝瀬　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　徹
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０８号
群馬県館林市千代田町６番５号　パナハイツ千代田―205
債務者　大森　肇博
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１２号
群馬県太田市細谷町211番地10　サン・コーポラスおおた細谷１―305号
債務者　山崎　貞行
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４３号
三重県志摩市磯部町穴川895番地88
債務者　西川喜美代
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
三重県伊勢市藤里町68番地79、住民票上の住所三重県伊勢市小俣町明野1213番地
債務者　工藤　志保
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係